

登録番号	2111	氏名又は名称	千原良樹
作成日	R 6 / 9 / 4	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表4 (全 枚の 枚目) 遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等

整理番号	遊漁船の名称 SUSIMARU	船舶番号、漁船登録番号等	総トン数	長さ	旅客定員又は利用定員	業務形態 主たる業務: ○ その他全て: ○					
		航行区域 (該当に○)									
		遊漁船の使用状況 (該当に○)									
		遊漁船の記載状況 (該当に○)		通信設備※の状況 (該当に○)	救命設備※1の状況 (該当に○)						
		船舶の所有状況 (該当に○)									
		Km2-1386	5.5 トン	12.10 m	12人						
() 平水・ () 限定沿海・ (○) 沿海・ () 遠洋、近海											
() 遊漁船専用・ (○) 漁船と兼用・ () 他使用と兼用											
(○) 単独記載・ () 重複記載		() 業務用無線	() 改良型救命いかだ	{ (○) EPIRB (非常用位置等発信装置) () AIS (船舶自動識別装置) () その他							
() 自己所有船舶・ (○) 他者所有船舶		() 衛星電話 (○) その他 ()	() EPIRB (非常用位置等発信装置) () AIS (船舶自動識別装置) () その他 ()	{ () 船釣り () 瀬渡し※ () その他 ()							
() 平水・ () 限定沿海・ () 沿海・ () 遠洋、近海											
() 遊漁船専用・ () 漁船と兼用・ () 他使用と兼用											
() 単独記載・ () 重複記載		() 業務用無線	() 改良型救命いかだ	{ () EPIRB (非常用位置等発信装置) () AIS (船舶自動識別装置) () その他							
() 自己所有船舶・ () 他者所有船舶		() 衛星電話 () その他 ()	() EPIRB (非常用位置等発信装置) () AIS (船舶自動識別装置) () その他 ()	{ () 船釣り () 瀬渡し※ () その他 ()							
重複記載※3している場合の事由	() 多客期にチャーターするため () その他 ()										

※1 通信設備及び救命設備については、船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するものであること。

※2 利用者を特定の場所に下船させて水産動植物を採捕させる業態を指し、磯渡し、筏渡し、防波堤渡し、沖で干出する場所での潮干狩り等が該当（法令等で立入禁止の場所に渡すことはできない）。

※3 他の事業者の遊漁船として登録簿に記載されている船舶を当該事業者の遊漁船としても記載しているもの。

登録番号	2111	氏名又は名称	千原良樹
作成日	R 6 / 9 / 4	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表5の1 出航前の検査関係（検査項目例）

船体の検査	
1	船体に亀裂や破口はないか。
2	エンジンルームや船底のビルジ（汚水）の量は普段より多くないか。
エンジンの検査	
3	航海計画に見合った燃料は十分にあるか。
4	燃料コック（バルブ）は開いているか。 燃料フィルターやセジメンター（油水分離器）にゴミや水分の混入はないか。
5	エンジンオイル（潤滑油）の量は十分か。
6	冷却清水の量は十分か。
7	バッテリーの液量は十分か。また、ターミナルは十分締め付けられているか。 バッテリーの耐用年数は切れていないか。
救命設備等その他の検査	
8	救命胴衣を着用したか。利用者に救命胴衣を着用させたか。
9	通信手段の充電量、予備バッテリーを確認したか。
10	気象・海象情報、水路情報は確認したか。
11	船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合した通信設備及び救命設備を搭載しているか。
12	落水者救助用の梯子は使用可能か。
13	瀕渡しの際に使用するステップ等は搭載しているか。
14	釣具・漁具等が安全な状態に設置・格納されているか。
エンジン始動後のエンジンの状態確認	
15	回転計、冷却水温度計、油圧計、電流計、電圧計は正常値を指しているか。
16	冷却用の海水は通常どおりの量や勢いで排出されているか。
17	エンジンから異常な音やにおいは出でていないか。

登録番号	2111	氏名又は名称	千原良樹
作成日	R 6 / 9 / 4	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表6 安全の確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項

航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長及び業務主任者は以下のとおり行動します。

○一般的な事項

- ・出航から帰航するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帶びて漁場に案内しません。
- ・航行中、波の影響により船体が動搖するときは、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動搖の軽減に努めます。
- ・航行中、波の影響により船体が動搖して危険が予想されるときは、利用者に対して動搖が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します
- ・乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船舶の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するものをいいます。以下同じ。）を着用します。
- ・乗船中は、船室内にいる場合を除き、利用者に常に救命胴衣を着用させます。
- ・12歳未満の小児には、乗船中は、常に救命胴衣を着用させます。
- ・利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、河川域、防波堤、定置網、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に危険と認められる場所について、別添にとりまとめ、安全に航行できる航路、避陥線等の設定を行います。
- ・航行中はGPSプロッター等を利用して自船の位置を確認し、上記で設定した航路の航行、避陥線に基づいた安全な航行を行います。
- ・隨時、気象や海象等に関する情報収集を行い、気象又は海象等の状況の悪化等、利用者の安全の確保のために必要と判断される場合は、船室内においても利用者に救命胴衣を着用させます。
- ・その他（ ）

○船釣りをする場合（船の間隔や安全確認が十分出来るときに限り釣りを行う）

~~・利用者を案内している間は、船長及び業務主任者は自ら釣りをしません。~~

○瀬渡しをする場合

- ・利用者の安全確認のため、渡した磯等を定期的に巡回します。
- ・磯等において、利用者には常に国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用させます。
- ・磯等において採捕を終了した利用者を収容し帰航する際、利用者が遊漁船に乗船していることを確認します。

○体験漁業（観光定置、観光底びき等）をする場合

- ・利用者が網揚げ等をしている間、利用者に危険が生じないよう安全に操業します。

別添

利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における特に危険と認められる場所（該当箇所を記入）

岩場	島原付近の岩場に注意
浅瀬	〃
河川域	
防波堤	熊本港沖防波堤
定置網	
養殖施設	海苔養殖
その他	特になし
自船の位置及び設定した航路の航行並びに避険線に基づいた航行の確認方法	
GPS・レーダーで確認	

登録番号	2111	氏名又は名称	千原良樹
作成日	R 6 / 9 / 4	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表7 出航中止基準及び帰航基準

出航中止基準	出航の可否の判断は、以下の方法により行います。 (該当に○)															
	(○) 単独の判断	() 団体による判断														
	<p>出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上警報（風、霧等）、波浪警報、津波警報・注意報の発令中 <table> <tr> <td>出航地の波高</td> <td>1</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>出航地の風速</td> <td>10</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>出航地の視程</td> <td>1000</td> <td>m未満</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・落雷のおそれがあるとき ・事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか1名でも危険と判断したとき ・その他 () 	出航地の波高	1	m以上	出航地の風速	10	m以上	出航地の視程	1000	m未満	<p>出航中止の判断は、以下のとおり行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①出航中止を判断する団体名 [] ②上記団体の代表者、連絡先 <table><tr><td>代表者</td><td>[]</td></tr><tr><td>連絡先</td><td>[]</td></tr></table> ③団体の構成員の氏名又は名称及び 登録番号 別紙1のとおり ④出航中止の判断の方法 別紙2のとおり 	代表者	[]	連絡先	[]	
出航地の波高	1	m以上														
出航地の風速	10	m以上														
出航地の視程	1000	m未満														
代表者	[]															
連絡先	[]															
帰航基準	<p>案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上警報（風、霧等）、波浪警報の発令 ・利用者に急病人やケガ人が出たとき <table> <tr> <td>漁場における波高</td> <td>1</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>漁場における風速</td> <td>10</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>漁場における視程</td> <td>1000</td> <td>m未満</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・落雷のおそれがあるとき ・上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき ・その他 () 			漁場における波高	1	m以上	漁場における風速	10	m以上	漁場における視程	1000	m未満				
漁場における波高	1	m以上														
漁場における風速	10	m以上														
漁場における視程	1000	m未満														

登録番号	2111	氏名又は名称	千原良樹
作成日	R 6 / 9 / 4	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表8 気象又は海象等の状況が悪化した場合の対処

気象又は海象等の状況が悪化した場合の避難する場所	出航した港等に帰航できない場合は、以下の場所に避難をします。	
	案内する漁場の位置	避難する港
	熊本港沖	熊本港
	島原港沖	島原港
	三池港沖	三池港
	湯島港沖	湯島港
	鬼池港沖	鬼池港
	上記の他、帰航を判断した場所から最も近く安全に避難できる場所に避難します。	

瀬渡し（磯、筏、防波堤等渡し）の業務を行う場合

磯等と遊漁船との間の連絡方法※ (該当に○)	() 携帯電話 () 衛星電話 () 利用者に渡した発煙筒 () その他 ()
磯等に遊漁船の旅客定員を超えて利用者を渡す業務の形態の場合にあっては、緊急的に利用者を収容し帰航させる方法	
津波警報、注意報が発令された場合の対応	

※連絡手段の通信設備については、船舶の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの。

※気象又は海象等が悪化した場合は、必要な措置をとった上で、速やかに連絡責任者に連絡する。

登録番号	2111	氏名又は名称	千原良樹
作成日	R 6 / 9 / 4	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表 10 情報を収集すべき事項

(1) 利用者の安全の確保に必要な情報	出航地における波高、風速、視程
	出航中止を判断する団体の出航判断等に関する情報
	水路通報、気象・津波・海上警報等の情報
	乗船する利用者数 (12歳未満の小児が含まれる場合は、その人数)
	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における安全確保に関する情報
(2) 漁場の安定的な利用関係の確保に必要な情報	立入禁止区域に関する情報
	法第16条に基づき利用者に周知する必要がある「案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容」について、当該漁場を管轄している都道府県知事が提供している情報
	漁場利用協定や漁場慣行等について、案内する漁場を管轄する都道府県に設置されている海面利用協議会が提供している情報
	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における漁場の安定利用に関する情報

登録番号	2111	氏名又は名称	千原良樹
作成日	R 6 / 9 / 4	変更日 1:	/ / 2: / / 3: / /

別表12 公表する情報（様式例）

損害賠償保険について公表する情報

船名	利用者1人当たりの 填補限度額	利用定員又は 旅客定員	契約期間
SUSIMARU	3000万円	12人	令和6年2月1日～ 令和7年1月31日

業務改善命令について公表する情報

事業者名	
命令を受けた日	
命令を受けた理由	
命令の内容	
命令を受けて講じた（講じよう とする）措置	